

令和4年度第1回多良木町議会(6月定例会議)

招 集 年 月 日	令和4年6月7日					
招 集 の 場 所	多良木町議会議場					
議 会 日 時 及 び	開	議	令和4年6月10日		午前10時00分	
開 閉 宣 告	散	会	令和4年6月10日		午後1時51分	
応招（不応招） 議員及び出席 欠席議員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招	議 席 番 号	出 欠	氏 名	議 席 番 号	出 欠	氏 名
	1	○	高橋 裕子	7	○	源嶋 たまみ
	2	○	中村 正徳	8	○	豊永 好人
	3	○	林田 俊策	9	○	久保田 武治
	4	○	坂口 幸法	10	○	宇佐 信行
	5	○	村山 昇	11	○	猪原 清
	6	○	魚住 憲一	12	○	落合 健治
会議録署名議員	5番	村山 昇		10番	宇佐 信行	
職務のため出席した者の職氏名	事務局 長	浅川 英司		議事参事	山本 美和	
説明のため出席 した者の職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名		
	町 長	吉瀬 浩一郎		生涯学習課長	黒木 庄一郎	
	副 町 長	塚 本 健		生涯学習課		
	教 育 長	佐藤 邦 壽		住民ほけん課長	岡本 雅博	
	会計管理者	木下 孝二		住民ほけん課	久保田・和泉	
	総務課長	仲川 広人		福祉課長	新堀 英治	
	総務課	金子 めぐみ		福祉課	大石 尚美	
	企画観光課長	林田 浩之		建設課長	林田 裕一	
	企画観光課	佐々木 英人		建設課		
	危機管理防災課長	椎 葉 純		農林整備課長	水田 寛明	
	危機管理防災課	大森 博 範		農林整備課	那須 隆二	
	税務課長	東 健一郎		産業振興課長	小林 昭洋	
	農委事務局長	小田 章一		産業振興課		

会 議 に 付 し た 事 件

議案第 1 号	熊本県市町村総合事務組合同規約の一部変更について
議案第 2 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについて
議案第 3 号	立木処分について
議案第 4 号	令和 3 年度林道槻木南線 5 号箇所（令和 2 年災）災害復旧工事請負契約の締結について
議案第 5 号	令和 4 年度多良木中学校体育施設改修工事請負契約の締結について
議案第 6 号	多良木町税条例等の一部を改正する条例を定めることについて
議案第 7 号	令和 4 年度多良木町一般会計補正予算（第 1 号）
議案第 8 号	令和 4 年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第 1 号） 一般質問

開議の宣告

(午前 10 時 00 分開議)

○議長(高橋裕子さん) ただいまの出席議員は 12 名です。全員出席ですので、会議は成立いたしております。

これから、本日の会議を開きます。

日程第1 「議案第1号」 熊本県市町村総合事務組合理約の一部変更について

○議長(高橋裕子さん) それでは、日程第1、議案第1号、熊本県市町村総合事務組合理約の一部変更についてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、熊本県市町村総合事務組合理約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

日程第2 「議案第2号」 辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについて

○議長(高橋裕子さん) 次に、日程第2、議案第2号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第3 「議案第3号」 立木処分について

○議長(高橋裕子さん) 次に、日程第3、議案第3号、立木処分についてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 討論なしと認めます。
お諮りします。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。
したがって、議案第3号、立木処分については、原案のとおり可決されました。

日程第4 「議案第4号」 令和3年度林道槻木南線5号箇所(令和2年災) 災害復旧工事請負契約の締結について

○議長(高橋裕子さん) 次に、日程第4、議案第4号、令和3年度林道槻木南線5号箇所(令和2年災)災害復旧工事請負契約の締結についてを議題といたします。
既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 討論なしと認めます。
お諮りします。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。
したがって、議案第4号、令和3年度林道槻木南線5号箇所(令和2年災)災害復旧工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第5 「議案第5号」 令和4年度多良木中学校体育施設改修工事請負契約 の締結について

○議長(高橋裕子さん) 次に、日程第5、議案第5号、令和4年度多良木中学校体育施設改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。
既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 討論なしと認めます。
お諮りします。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。
したがって、議案第5号、令和4年度多良木中学校体育施設改修工事請負契約の締結につ

いては、原案のとおり可決されました。

日程第6 「議案第6号」 多良木町税条例等の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第6、議案第6号、多良木町税条例等の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号、多良木町税条例等の一部を改正する条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第7 「議案第7号」 令和4年度多良木町一般会計補正予算（第1号）

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第7、議案第7号、令和4年度多良木町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

9番久保田武治さん。

○9番（久保田 武治君） 議案書の103ページの歳入になります。

まず一つ目なのですが、款の14、国庫支出金、項3の委託金、目4の消防費国庫委託金、節1に消防費委託金が計上されてます。

消防団の力向上モデル事業委託金として400万円が計上されてるんですが、この事業の目的、あるいは内容、そしてその費用の内訳、まずそのことについて伺いたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（椎葉 純君） それでは、お答えいたします。

こちらの消防団の力向上モデル事業委託金ということで、400万円を計上しているところでございます。こちらにつきましては、総務省消防庁の事業でございまして、令和4年度、今年度からの新規事業となっております。

この事業につきまして、本町も二つの事業を提案しまして、いずれも採択をいただいたところでございます。1事業につき上限が200万円ということで、2事業で400万円を計上しております。

事業の内容につきましては、歳出の方で説明をしたいと思いますので、ページ数が113ページの方をお開きいただければと思います。113ページの1番下の款の9、消防費、項の1、消防費、目の2、非常備消防費ということで計上をしております。

先ほど二つの事業ということで申し上げましたが、まず一つ目の事業としまして、大規模地震災害対応訓練事業ということで提案をし、採択をいただいたところです。こちらにつきましては大規模地震により山林火災が発生したとの想定をしまして、山林火災に対応した資

機材の購入を計画しております。背負式の水のう、また防火服等の購入を予定しております、こちらにつきましては節の 10、需用費ということで消耗品費 207 万 9,000 円を計上しているところでございます。

もう一つの事業でございますが、こちら孤立集落の通信訓練事業ということで採択をいただいております。こちらにつきましては遠距離無線デバイス「ジオチャット」を設置しまして、災害時に孤立した際の通信手段の確保を図るものでございます。

この遠距離無線デバイス「ジオチャット」について若干、説明させていただきます。こちらにつきましては独自の遠距離無線規格を用いまして、携帯電話の圏外など、通信インフラの整っていない完全オフラインの環境でも無線通信によってネットワークを構築し、チャットや位置情報等の送受信が可能となっているデバイスでございます。

こちらを孤立の可能性が高い槻木地区に設置をしまして、通信手段を図るものでございます。こちらにつきましては備品購入費で 318 万 6,000 円、その上の節の 13 の使用料及び賃借料ということで通信費の使用料を計上しているところでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（高橋裕子さん） 9 番。

○9 番（久保田 武治君） 今の内容については理解できました。

歳出に関してなんですが、106 ページになります。

まず款 2 の総務費、項 1、総務管理費、目 20 の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の中に節の 7 に報償費、節の 12 に委託料、節 17 に備品購入費があがってるんですが、シンボル魅力度向上プロジェクト業務にかかる謝礼として 15 万 9,000 円、業務委託料 160 万円、備品購入として 66 万円が計上されているんですが、この事業の目的や内容、支出の内訳について、まず伺いたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 林田企画観光課長。

○企画観光課長（林田浩之君） それでは、お答えいたします。

このシンボル魅力度向上プロジェクトですけれども、今、新型コロナ感染症により減少したブルートレインたらぎの宿泊者及び観光客をですね、回復させる事業。それと町の歴史や文化財の価値が注目されている現状を生かして、周遊できるコンテンツを磨き上げ、知名度の向上及び来訪者の増加につなげる目的としてこの事業を考えております。

まず報償費の方ですけども、このプロジェクトで本町の宗像家文書、昨年、公表させていただきましたけれども、こちらの方のシンポジウムを開催する予定としております。そこにお招きする教授や研究者の方の謝礼でございます。

次に、委託料ですけれども、こちらの方は、そのプロジェクトにかかる業務委託の方をあげております。例えば、ブルートレイン多良木の方でブルトレ弁当、これあの鉄道の日っていうのが 10 月 14 日ということで、これに合わせてブルトレ弁当というのを作成したいと考えております。その委託料がこの中の一つでございます。

また先ほど申しました周遊にかかるものとして、歴史遺産体験開発委託料というものも組ませていただいております。また、インフルエンサーを活用しまして、町の魅力を SNS 等で情報発信できればということで、その分の委託料も含んでいるところでございます。

それから備品についてですけれども、先ほど歴史遺産体験開発委託料ということでも述べましたが、それにかかるパソコン等の購入を考えております。

またブルートレインたらぎの方に 2 輪車、オートバイ等ですね、利用される方の利便性を向上させる雨よけ、ひさしですね、こういったものを設置しようということで備品の方を考えているところでございます。以上になります。

○議長（高橋裕子さん） 9 番。

○9 番（久保田 武治君） この事業は単年度事業なんですか。

○議長（高橋裕子さん） 林田企画観光課長。

○企画観光課長（林田浩之君） はい、単年度で考えているところでございます。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） 最後になりますけど、ページ数で112ページになります。

款の7、商工費、項1、商工費、目4、観光費、節10の需用費の印刷製本費149万円が減額されてるんですが、これはどのような理由によるものでしょうか。あるいはまた必要時には計上されるのか、その点について確認をしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 林田企画観光課長。

○企画観光課長（林田浩之君） それでは、お答えいたします。

先ほどお答えさせていただきましたシンボル魅力度向上プロジェクト、こちらの方、先ほど歳出の目の20のところ、新型コロナウイルスの方の臨時交付金事業を使ってということで説明させていただきましたが、実は当初ですね、歳入の方にも今回、減額で上げておりますが、県の補助金である103ページの方に書いてありますけれども、地域づくり夢チャレンジ推進事業費、こちらの県の補助金を使って事業の方を行うようにしておりました。

補助の関係でですね、こちらの補助を使うよりも新型コロナの方で対応できるということで、こちらの方を事業の減額ということで、先ほどの印刷製本費についても減額をさせていただいているところです。

ここでは当初、チラシなどの印刷物を考えておりましたものですから、そちらの方も同様にですね、減額をさせていただいたところでございます。

以上で終わります。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） ということは、印刷はなさないということですか。

○議長（高橋裕子さん） 林田企画観光課長。

○企画観光課長（林田浩之君） 事業の組替えですので、またコロナの臨時交付金事業の方ですね、この分は組替えを行っておりますので、印刷自体は行う予定にしております。以上です。

○議長（高橋裕子さん） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、令和4年度多良木町一般会計補正予算（第1号は）、原案のとおり可決されました。

日程第8 「議案第8号」 令和4年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第8、議案第8号、令和4年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 討論なしと認めます。
お諮りします。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。
したがって、議案第8号、令和4年度多良木町介護保険特別会計補正予算(第1号)は、
原案のとおり可決されました。

日程第9 一般質問

○議長(高橋裕子さん) 次に、日程第9、一般質問を行います。
7番源嶋たまみさんの一般質問を許可します。
7番源嶋たまみさん。

源嶋 たまみさんの一般質問

○7番(源嶋たまみさん) おはようございます。通告に従いまして、私の一般質問をしたい
と思います。

まず1番目の子育て支援についての質問です。

①の学童保育を利用されている保護者から時間延長してほしいとの声を聞くが、延長保育
についてはどのようにお考えかという質問ですが、我が家の子どもたちも子育ての真っ最中
で、毎日、仕事や家事、育児に奮闘しております。学校が近いこともあって、祖母もいるこ
とで、学童保育を利用することはありませんでしたが、外孫はあさぎり町の学童に通って
います。

孫が通う学童は旧JAの施設を利用しているところなので、良い方だと思いますが、錦に
行くと国道沿いにプレハブで、狭い敷地で遊ぶ子どもたちを見かけます。国道沿いなので危
ないなと思い通るのですが、学童と聞いてびっくりしたところです。

その点、多良木は学校の側の安全なところに立派な施設を建ててもらっているの
で、恵まれていると思います。家のそばに多良木っ子があり、みんな和やかに遊んで
います。

まず現在、町内の学童保育を利用している児童は何人いるのか、また延長保育をして
いるところは何か所あり、その延長料金は幾らなのかをお尋ねしたいと思います。

○議長(高橋裕子さん) これより町長、教育長、関係課長の答弁を許可します。
新堀福祉課長。

○福祉課長(新堀英治君) それでは、お答えいたします。

まず町内の学童保育を利用している児童数でございますが、町内の学童保育の利用人数に
つきましては、たらぎっ子学童クラブが54名、学童クラブわかば園が68名、くろっ子学童
クラブが54名、くめっ子学童クラブが14名の合計の190名の児童が利用しております。

また次に、延長保育をしているところはあるかということのご質問でございますが、こ
ちらにつきましては、各学童クラブのまず保育の終了時刻でございますけれども、平日と長期
休暇の期間は、各学童クラブとも午後6時までとなっております。土曜日は、たらぎっ子
学童クラブと学童クラブわかば園が午後5時まで、くろっ子学童クラブが午後5時30分ま

で、くめっ子学童クラブが午後6時までとなっております。

議員ご質問の延長保育についてですが、各学童クラブに実施状況を確認しましたところ、各学童クラブとも、保護者の急な用や、どうしても仕事の都合で迎えが遅くなるなど、事前に連絡があった場合のみ、延長保育を受入れているということでした。

延長時間につきましては、30分まで延長可としている学童クラブが3クラブでございます。その時の延長料金は、1クラブが保育時間が終了してから30分程度は支援員の方がいつも残られているということで、無料となっております。また、もう1クラブは15分までは無料、15分を超えた場合は1日1人当たり400円。もう1クラブは1日1人当たり50円を徴収されております。

また、1時間まで延長可の学童クラブは1クラブでございます。その時の延長料金は1日1人当たり500円を徴収されているということでした。

○議長（高橋裕子さん） 7番。

○7番（源嶋たまみさん） 私の知り合いも学童保育を利用しているんですけども、職場が人吉で、仕事が5時までといっても、きっかり5時に職場を出ることができません。皆さんも経験済みだと思うんですけども、信号が1か所赤だとずっと赤で、ずっと青で20分ぐらいで行けるところでも、倍の40分かかることもあります。

そういうふうに、帰るときに信号待ちにでも合うと、6時に間に合うことの方が少ないんだそうです。その知人は久米の学童を利用しているので、週3回は多分間に合わないだろうと言っています。

先ほど説明あったように、1時間500円で見えていただけるっていうのは、多分、久米のくめっ子だと思うんですけども、それでいくと、その計算でいくと、学童保育より延長料の方が高くなってしまいます。

6時までというのは国の指針だと思いますけども、時間については各場所で決めていいようになっていると思います。

子ども相手の仕事は思ったより大変として、採用者が定着しにくいといい、休憩時間の整備や休憩スペースの確保、労働環境改善のために要望を聞く窓口をつくる必要性も指摘されています。

指導員不足の解消は、働きやすい環境づくりと同時並行で取り組むことが重要であると言われていますが、スタッフの成り手のなさ、つまり人手不足がどの施設でも問題だと言われていしますので、延長保育は無理と言われるかもしれませんが、このように間に合わないことが多い場合、延長していただくとありがたいと思います。

5分10分とか、少し遅れるぐらいだったら無料で見ていただけるようなので、助かると思っておりますけども、間に合わないことが多い場合、延長していただくとありがたいというふうに、その知り合いも言っておりました。

6時以降の延長保育を含め、延長保育が可能なのか、延長保育については、どのようにお考えなのか伺いたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 新堀福祉課長。

○福祉課長（新堀英治君） それでは、お答えいたします。

延長保育は可能なのかということでございますけれども、現在は、相談があった日のみ延長保育の受入れをされておりますが、これを毎日受入れるという体制にすることになりますと、現在の支援員の体制で受入れが可能なのかという問題もありますことから、各学童クラブと検討した上での判断になるかと思っております。

○議長（高橋裕子さん） 7番。

○7番（源嶋たまみさん） 延長してほしいというのは親の言い分なんですけども、延長保育による子どもたちへ与える影響はどのようなものがあるのか、教育長はどういうふうにお

考えでしょうか。

○議長（高橋裕子さん） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤邦壽君） それでは、失礼します。

学童保育の延長保育による子どもたちの影響ですね、これのお尋ねだと思います。管轄が学童保育の場合は福祉課の方になりますかね。

それで教育委員会として、学童で学んでいる子ども、あるいは保護者に対して、その辺り影響等のアンケート調査等はやっておりません。ですから、私がこれまで教育の経験の中から、こういった影響が感じられるんじゃないかなというようなものをお伝えしたいと思えますけれども、それでよろしいですかね。はい。

その前に、私は小学生の時に母を亡くしました。すい臓癌で亡くなりましたけども、寂しかったですね。父は多良木高校の事務官をしておりましたので、夜遅く焼酎飲んで帰ってきておりましたけど、ですから、これまでいた母親がいなくなった場合、非常にやっぱり寂しい思いをするわけです。これは親の迎えとかそういうものじゃありませんけども、子どもにとって、親と一緒にいるということは非常にやっぱり大事なことだなということをまず感じますね。

そして子どもの成長にとって大事なことはですね、やはり幼い子どもほどスキンシップの機会を多く持つということだろうと思います。そのことを考えますと、延長保育でお迎えが遅くなると、子どもは早く寝ますので、スキンシップの時間がトータルとしては短くなるということだろうと思います。

じゃあスキンシップが短くなることによる影響がどういうものであるかと考えてみますと、まず第1点目は、やっぱり寂しいですからね、やっぱり甘えが出てくるんじゃないでしょうか。甘えが強くなって、依存心が助長をされてきはせんかなと思います。

二つ目は、お母さん、お父さんが遅くなると夕食も遅くなりますよね、多分。そうすると腹が減ってますので、苛立ちとか、ひいては体調不良になるかもわかりませんね。

3点目は、寝不足。そのことによって疲れが溜まる、溜まりやすくなる、そういった影響も考えられます。

4点目は、子どもたちもですね、やはり表面上はニコニコしてますけども、学童保育の集団の中で、子どもなりに人間関係の悩み等もあるんじゃないかなと思います。要するに早く帰りたい、そういう時にお迎えが遅くなるとストレスが溜まってくる、精神的に不安定になる、そういうことも考えられるだろうと思います。

これ私の経験に基づいた見解ですけども、以上のことをちょっと考えてみました。

西洋のことわざにですね、子どもは難しいことを言わずとも抱きしめてやれば、安定感を持ってすくすく育つ。子どもは難しいことを言わずとも抱きしめてやれば、安定感を持ってすくすく育つ。こういうのがあります。

これはスキンスキップの重要性を述べていまして、教育の本質をついていると私は思います。以上です。

○議長（高橋裕子さん） 7番。

○7番（源嶋たまみさん） 教育長の経験から、良いアドバイスをいただいたと思います。

従来、学童保育は親の就労支援の観点から捉えられることが多かったようです。

父母が働いている児童の養護については、児童の権利に関する条約に定めがあり、日本ユニセフ協会でも児童の権利条約の主な理念として、児童の最善の利益、差別の禁止をあげ、児童の権利を4つに分類されております。生きる権利。全ての子どもの命が守られる権利。二つ目に育つ権利。教育や医療、生活の支援など受けられる権利。三つ目に守られる権利。暴力や搾取、有害な労働から守られる権利。四つ、参加する権利。意見を表現し、それが尊重される権利、自由に団体をつくる権利と、児童の人権尊重や権利の確保に向けた詳細で具

体的な事項を規定されています。

延長保育により、この条例が守られていないとは言いがたいんですけども、先ほど教育長が答弁されたように、やはりできるだけ早く迎えに行っておいた方がいいのかなと思いました。

地元の職場に通う人は意外と少なく、錦や人吉、もっと遠くの方に仕事に行かれる保護者の方がたくさんおられます。その度に急いで6時に間に合うようにと急いで帰ってくると、交通事故の危険性とかもありますので、延長保育が、先程、延長保育が可能か伺いましたが、その答弁で協議するというふうな答弁でしたので、せめて30分ぐらいでも余裕ができると、交通事故とかの危険性は減ると思います。

延長の度に延長料金を払うことは、学童保育料をはるかに超えるようになると思いますので、延長保育、例えば30分までは無料、無料のところもありましたけども、1時間までは無料とか、それを超えると保育料が発生するような、何か保育料の上限っていうのは決められないのか、町長に伺いたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、いろんなケースがあるんですよ。

例えば、さっき課長が、担当課長が言いました30分程度は支援員の方がおられるっていうところは、これは助かりますよね。それから延長料金は徴収しないということですから、もう一つは15分までは無料で、15分を超えた場合には1人当たり400円、もう1クラブは1人当たり1日に50円ということになってますので。

今、延長保育を希望されてる方が、例えば久米の保育園は500円を徴収ということですので、学童クラブの場合は久米小学校から久米の学童に行かれますよね。それを例えば、ちょっと難しいかもしれませんが、この延長料金が無料のところあたり、それから50円くらいのところに、ちょっと移るっていうのはやっぱり難しいんでしょうね。その辺は、やっぱり友達は、多良木小学校は多良木の学童に行かれるしですね、やっぱりもう自分と同じ学校に行ってる方じゃないとなかなかですね、難しいかもしれないですね。

この学童クラブの延長時間に関しては、町の方が各学童クラブの運営主体の方々ですね、に町の方から委託事業という形をお願いをしています。実施主体は町なんですけど、町ができないということで委託事業で行っておりますが、延長保育の時間は、先ほど課長の答弁にありましたとおり、各学童クラブの実情に応じて、それぞれに管理者が時間を設定して決めておられるんですね、それぞれの場所で。

延長保育の上限を決められないかということなんですけど、そういうことになりますと、学童クラブの運営主体であります、各5か所ですかね、の学童クラブの運営主体である方の経営者の方のマネジメントに町が口を出すような形になります。

で、各学童クラブにおいては、先ほど課長も言いましたが、それぞれの人員配置とか、勤務する職員の方、パートが多いということなんですけど、の時間とそれぞれ内部のスタッフでご相談をされてですね、こうやってみると多いところと少ないところあるみたいなんですけど、2名以上という人の数は満たしているということなんですけど、それぞれ内部のスタッフでご相談をされた上で時間を決めておられるっていうのが実情のようです。それにかかる料金の設定をされておりますので、利用される方がですね、自分に合った学童クラブを選択していただくという方法で、何とか対処できないかなというふうに思うんですけど。

先ほど言いましたように、黒肥地、久米、多良木それぞれの学校の子どもたちが行く学童にやっぱり行きますよね、それはですね。そこは難しいかなと思うんですけど。

町の方から料金はこうしてくださいということは、なかなか今言いにくい状況ですので、各学童をお願いをして、学童で働く人を集めていただいて、そこでやりくりをされているということですので、それぞれの学童クラブの実情があるということで、この延長保育の上限

についてはなかなか、ちょっと今私たちの方からですね、こうしてくれっていうのは難しいと思うんですが、そこらあたりちょっと研究をさせていただければと思います。

今後の課題としてお話を承っておきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（高橋裕子さん） 7番。

○7番（源嶋たまみさん） 各学童によって延長料も延長時間も違いますので、町としてはその料金とかには口出せないっていうような答弁だったかと思いますが、確かに難しい問題なので、これはスタッフの問題もありますので、知り合いにも、できるだけ早く迎えに行くように伝えたいと思います。

延長保育については、学童保育については、この質問これで終わりたいと思います。

次に2番の質問に移ります。②子ども食堂を町の有志の方数名で運営されています。子どもたちが来るようになったところにコロナ禍でできなくなり、早く復活させたいと言われていますが、町としてこの取り組みをどのように評価されているのか、町としての対応はどのようにお考えかという質問です。

まず、町長は子ども食堂を町の有志の方数名で運営されているのをご存じだったか伺いたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 黒肥地の公民館を使ってされていたのは、私も近くを通ったことありますので覚えています。

これは槻木在住の方がボランティアとして黒肥地の公民館を借りてですね、実施しておられたということだそうです。ご家庭の事情でちょっとできなくなったということで、その後はお寺の息子さんが、小学校の近くのお寺の息子さんが引き継いでしばらくされてたんですが、今おっしゃったとおりコロナ禍で、ちょっと活動ができなくなったということで、非常に残念だと思うんですが、引き継がれて途中でやめられたということはお本人たちもですね、コロナ禍が過ぎたら、コロナが明けたら、また始められるかなというふうに思っていますが、しかしなかなか資金的な面でご苦労もされているのかなあというふうに、そこはちょっと私も直接ご本人に聞いたわけではありませんのでわかりませんが、そこあたりご苦労があるんじゃないかなと思います。

これは確か八百屋さんが最初に始められたっていうふうに本で読んだら書いてあったんですけど、余った惣菜をとということですね。

だから農家の方々とか、コンビニとか色んな方々の協力があれば、意外とスムーズに行くのかなという感じはしますけれども、はい、それは知っていました。

○議長（高橋裕子さん） 7番。

○7番（源嶋たまみさん） ご存じだったということで安心しました。

黒肥地の公民館だけでなく、久米の公民館でもやっていたらしいです。

この子ども食堂をされている彼らは、子どもたちの笑顔が見たいだけでボランティアで自分たちで計画し、材料を持ち寄り、行政に頼らず子どもを支えておられます。

私がこういう質問をしていることも知らないし、しなくても良かったのにと叱られるかもしれない。しかし彼らが町の子どものために頑張っているのに、私たちが見て見ぬふりはできないと思います。自分たちで立ち上げ、活動されている彼らに私は頭が下がります。

錦町にはこういう組織がなくて、イベントとして年1回、子ども食堂をされているそうです。そのために錦の人たちは人吉の子ども食堂に食べに行かれていますので、彼らは錦でも立ち上げてほしいと言っていました。

全国でもたくさん子ども食堂や夢食堂といって、ご飯を食べるときにおつりの200円券を買って、そこを貼っておく。それをもらって子どもたちが食べるみたいな、そういう色んな活動をされています。

コロナ禍で食堂で食べさせることはできないので、お弁当にして配ったりされているところもあります。

多良木の彼らは、やっと来て欲しい子どもたちが来るようになったところに、彼らには何か情報があるらしくて、この子は来てほしいという家庭が何かわかっているらしいんですね。やっときて欲しい子どもたちが来るようになったところにコロナ禍でできなくなったために、早く復活させたいと言っていました。

材料代はと聞くと、同年代の都会に出てくる人が社長さんになってる方が多くて、何か寄付金で賄っているそうです。

その資金には何か困ってないみたいなんですけども、町として何かできる対応はないのかなと思うんですけども、町長はどういうふうな対応ができるとお考えか伺いたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、子ども食堂っていうと、一般に貧困家庭の子どもにご飯を食べさせてっていうふうな、そういう食べさせてくれるところというふうなイメージがあるんですけど、でもあの子どもとかお年寄りの方で、収入が多くてもなくても色んな方々が来て、誰でも来ていいところという、そういう何ていうんですかね、皆さんと団らんできる場所というかですね、そういうふうなことを考えておられる方々が多いというふうに聞いてます。地域の人たちと繋がりを持てる場所ですよ。

そういう優しい人たちが全国にはたくさんいらっしゃるって、そんな人たちのことを書いた本も何冊か出てますんで、私もちょっと読ませていただいたことがあります。この質問があってからですけどですね。

これまで多良木町で活動しておられた方々も含めてですね、その方々の人間的な資質といえますか、子どもさんたちに対する思いやりとか純粋なそういう気持ちの発露がその場所にあらわれてるのではないかなという感じがしました。

で、結論から言いますとですね、本当によく頑張っておられたなという気持ちを持っております。評価としては非常に高く評価しております。子ども食堂は貧困の子供たちだけではなくてですね、さっき言いましたが、そうではなくてもう一つの側面として、人と人の繋がりが希薄になった社会、今の社会で、そこで人と人の繋がりをもう1回考え直してみようではないかというような方々もされてるような感じがしております。

で、縁が希薄になったということで、その縁食、縁があるないに食べるっていう、縁食というふうに言っておられる方もいらっしゃるってですね、子ども食堂はいろんな方々がそこに集まってご縁を深められるということが、色んなところで、日本各地で行われているということで、多様な人たちがお互いを認め合って、個性を認め合って一体感を持って協力し合うという、そういう場所というかですね、インクルージョンと言うらしいんですけど、多様性と人を思いやる配慮が加わって初めて多様性のいいところが開花しますので。

今全国で、例えばあの災害があったところで炊き出しなんかをされた、その炊き出しのグループがそのまま子ども食堂に移っていったということもあったようですね。で、ボランティアの方々がされてる炊き出しあたりが移行した、そういう意識がやっぱりそこで芽生えるんですよ。こんな方々に、困ってる方々に食事を提供しようというのは、同列だと思いますので。

子ども食堂の運営については様々な運営をされているようなんですけども、今、議員おっしゃった多良木の方々は、遠くに行かれた方々で何かカンパとか、資金援助があるということなので、あそこは本当にいいなというふうに思うんですが、やはり経済的にかなり困っておられるところもあるということで、始めたけれども尻すぼみになっているところも中にはあるということらしいです。

農家の皆さんとかですね、八百屋さんとか、さっき八百屋さんから始まったというのがあ

りましたので八百屋さん言いましたけども、それかあとコンビニ、スーパーあたりのご協力があればですね、かなりうまく循環していけるのではないかなという気持ちは持っております。

町のほうから例えば何かを、それに対して例えば、資金的にですね、援助するとかいうのはまだ考えてないんですけど、そういう活動をちょっと研究させていただいてですね、本当に困ってる子どもさんたちとかがいらっしゃったら、そうですね、今後の、先ほどもそういうふうに言いましたけども、そういうのはやはり各自治、行政の中でやっぱり取上げられていくってことがこれから多くなってくると思いますので、そこはまた色々と考えさせていただきたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 7番。

○7番（源嶋たまみさん） 名前は子ども食堂と言いますが、実際は全国でも、人たちが気楽、町長の答弁のように色んな人たちが気楽に寄ってお話できる居場所づくりだというふうに言われています。

今は寄付金で大体賄えていると言ってますけども、もし食数が多くなったり、回数が多くなったりすると、やはり資金繰りに困ることもあるかと思っておりますので、もし要望とか出されてきたら、その時に検討していただけたらと思います。

町の全ての子どもたちが笑顔で過ごせるように、これからも、私も活動を見守っていきたいと思っています。

③の地域密着型の

○議長（高橋裕子さん） 源嶋議員すいません、ここで休憩入れたいと思っておりますけど、よろしいですか。

暫時休憩いたします。

(午前 10 時 53 分休憩)

(午前 11 時 02 分開議)

○議長（高橋裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。7番。

○7番（源嶋たまみさん） 3の質問にいきます。

地域密着型の子育てアプリで妊娠・出産・育児をしっかりサポートする母子手帳アプリ「母子モ」を使い、子育て支援をする考えはという質問です。

ある会合に行ったときに、熊本の市議の方がこの母子モのことを話されていて、その会合の後に、この母子モ通信という資料を送っていただきました。

こういうアプリを使うのは都市部の話かなと思って参加自治体を見てみますと、お隣の湯前と水上も参加自治体として載っていました。

無料アプリとありましたので、私もインストールしてみました。子育て世代ではないので年齢がちょっと入力できなかったのですが、年を鯖読んで嘘の登録をして使ってみました。住所を入力するとすぐに多良木のホームページに飛んだんですけども、参加自治体ではないので、ホームページが改正のため開けませんでしたというふうなメッセージが出てきました。町が導入していれば、ホームページが見れたり予防接種がいつなのか等の連絡に使えるのかなというふうに思いました。

ネット時代は便利だなとつくづく思いましたが、導入していない町として現在、子育て世帯に対しての連絡方法はどのようにされているのか。また母子モ以外でもっと便利なおすすめのアプリがあるのか。母子モを導入する自治体が増えている中、導入のお考えはないのか伺いたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 岡本住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（岡本雅博君） はい、ではお答えさせていただきたいと思っております。

まず子育て世帯への連絡方法の現状はということだろうと思っております。まず健診につきました

てですが、これ毎年度、年間行事計画を健康カレンダーという形で全戸に配布をしております。加えまして、前の月、健診の前の月に文書で郵送を、該当者に郵送をするというようなことをしております。

それから予防接種につきましてですけれども、就学までのワクチンというのが種類が非常に多いわけございまして、9種類、合わせて25回というような数でございます。またそのワクチンにつきましても、体調によって進み方が違うと、個別に違うということもございまして、個人名を入れた予診票を冊子にいたしまして、生後1か月頃の戸別訪問、家庭訪問をさせていただいた際に、保護者の方に手渡すという形でさせていただいております。

そのほかに、小学校4年生、それから6年生で対象となる予防接種もございまして、それにつきましてもは間隔が空くということで、文書で保護者宛てに郵送をするようにしております。

それから次に、母子モ以外のアプリということだったと思いますけれども、母子モのほかにですね、NTTドコモとアプリの共同事業者である株式会社ミラボというところが母子健康手帳のアプリを作成をしているということで、実は以前、母子モとこのミラボ、この2件について事業所からの話を聞いているということを知っております。

比較いたしましても、どちらも個人情報のセキュリティーの面、それから利便性については、あんまり変わらないと、引けをとらないというようなことございまして、先ほどの町からのホームページがすぐ見れるとかいうことございまして、町からのお知らせなども配信ができるというシステムになっているようございまして。

その経費でございまして、利用する側は無料で利用できるということなんですけれども、導入する自治体につきましても、母子モについては初期費用といたしまして10万円、あと毎月のランニングコストでございまして、出生者数によって金額が違うということなんですけれども、本町の場合100名以下のところに該当いたしますので月額2万円が必要になると。もう一方のミラボにつきましても、こちらについては初期費用が無料、ランニングコストでございまして、こちらは人口に対しての金額が設定されているようでして、人口1万人未満の場合は月額2万円。要するに母子モもミラボについても、月額2万円が必要になるということになっております。

この他にも幾つかアプリが、電子アプリがつけられているようございまして、いったい何種類あるのかというところまでは把握はいたしておりません。

それからもう1点ですけれども、この母子モの導入をする考えがあるのかというようなご質問だったかと思っております。母子手帳アプリ母子モにつきましても、母子の健康データを簡単に記録し、管理できる電子母子手帳サービスでございまして、全国で300を超える自治体が現在導入をされているというふう聞いております。近隣につきましても、先ほど議員おっしゃいましたとおり、湯前町と水上村で導入を既にされております。

本町におきましてですけれども、保護者の予防接種管理の煩わしいさ、それから予防接種事故をなくしたいということと、災害とかで母子健康手帳そのものがなくなってしまう、紛失してしまうという恐れがございまして、令和2年度、一昨年でございまして、本町の方ではこの導入について検討した経緯がございまして。

既に導入をされている、先ほど言いました水上、湯前ですけれども、そちらの方へお尋ねをしたところ、単独での利用は出来ない、要するに現在使われております紙ベースでの母子手帳、これと並行して使う必要があるということでございまして。

スケジュール管理、それから町村のお知らせを受け取るというような、補完的な扱いをするということでございまして。予防接種や健診につきましても、受診をされた後に、保護者の方が直接自分で入力しなければならぬということございまして。

また、新型コロナウイルスワクチンの接種記録の管理というものには対応していないとい

うふうに聞いております。

そのようなことから、当時は導入を本町は見送ったということでございますけれども、その理由の一つといたしましては、国の成長戦略実行計画というのがございまして、定期予防接種、それから児童手当、こういったものの妊娠から就学前までの子育て関連手続というものを、ボタン一つで申請できるサービスを国の方でつくっていくというようなことで今計画がなされているようでございます。これが令和5年度から全国展開をするということで、来年度になりますので、本町といたしましては、国の動向を注視しながら、取り入れる側、利用する側、それから行政が、双方で便利のいいものを取り入れてやっていきたいというふうに考えております。

子育て世帯への支援というものは本当に大事なことでございまして、早急に取り組むべき課題であるというふうに認識をしております。その支援策の一つの手段として、母子健康手帳や、その電子化があるというふうに思っております。前向きに今後検討をしていきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いを申し上げたいと思っております。終わります。

○議長（高橋裕子さん） 7番。

○7番（源嶋たまみさん） 本町も検討したことがあるということで、安心しました。

令和5年度に国からの良いのができそうなので、もう少し本当に様子を見てもいいのかなというふうに答弁を聞いていて思いました。

色んなアプリがあって、色んな情報が飛び交う世の中ですけれども、行政に合った地域に密着した、良いアプリを導入して、仕事の省略化を図っていただきたいと思っております。

今マイナンバーをつくる人がものすごく、ものすごくじゃないけど増えている、大分増えてきたと思っておりますけれども、マイナンバーの活用は、どういうふうな活用ができていますのか伺いたいと思っております。

○議長（高橋裕子さん） 岡本住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（岡本雅博君） はい、お答えさせていただきたいと思っております。

マイナンバーの活用はできているのかということでございますが、現在マイナンバーを使用いたしまして、行政同士で予防接種履歴、それから幼児検診等の情報というものを確認できるようになってきているというところで聞いております。

アプリによっては、国が運営するマイナポータル、これと連携させた母子手帳アプリもあるよというふうに聞いております。これ実際、神奈川県が使っているというものですけれども、こちらも全ての予防接種や健診の管理ができていけば、そうでもないというふうに聞いておりますので、まだまだこれから開発が進むだろうというふうに思っております。

国におきましては、予防接種予診票の電子化、これも検討されておまして、統一されることで様々な電子サービスが広がっていくものと思われまます。

先ほども申し上げたとおり、国の動向を見ながら、これにつきましても検討を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（高橋裕子さん） 7番。

○7番（源嶋たまみさん） 国の動向を見ながら検討していくということで、先ほども言いましたけれども、1番合ってるなって思うアプリやソフトを使っていたきたいと思っております。

次に、4番の質問にいきたいと思っております。

現在、出生祝い金や給食費の助成、18歳までの医療費の無料化、くま川鉄道定期への助成など、いろんな子育て支援をしていますが、この取り組みを評価するとしたらいかほどか。また今後、必要と思われる支援はどのようなものをお考えか、町長に伺いたいと思っております。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、議員ご承知のとおり、行政が行う補助金というのは、ほとんどがそうなんですけど、一度財政出動をやったら、もうなかなかやめることができない

というのがあります。しかし多良木町はですね、財源が少ない中でも、議会の皆さん方のご理解とご協力で、生まれる子どもさんの3人目からですね、5万円ずつ増額させていただいて、5名以上は25万円ということで、もう非常に人吉球磨内でもですね、やってるのは多良木だけという、しっかり頑張らせていただいていると思います。

18歳までの医療費無料化というのは、これは色んなところが今もう始めておりますので、多良木だけではないですね、もう。それから学校給食費の半額助成もやっておりますが、これも人吉新聞見てましたら他の町村も始めるということで、それからこれはやっておられないんですが、小中学校の就学時の小学校が5,000円ですね、それから中学校が7,000円ということで、体操服あたりを購入される時の幾らか足しになればということでこれも援助をしております。それから今、議員言われました定期券の30%を多良木の子どもたちが通学する場合、通学定期の30%を町の方で見ますということです。

これだけ結構たくさん他町村に先行して実施しましたが、少しずつ他町村の方がその後始められましたので、今、全部が全部、多良木町がトップランナーというわけではないかもしれませんが、まずまず頑張ってる方じゃないかなというふうには、自分で自分たちの町の評価としてはそういうふうには思っています。

財源的に余裕があればですね、こういう子育てに関しては、例えば給食費の全額無料とかですね、それから定期券の全額助成とか、それから子どもさんの保育入所時の、保育所入所時、あるいは小中学校の入学時に、もうちょっと何とかできないかという声は確かにいろいろ聞いております。

一般財源でのご援助ということになりますので、やはりそこには財源的なものが何かこう必要であるということなんですけれども、これからですね、そこらあたりも節度を持った子育てのための援助というのをこれからも考えていければというふうには思っております。

今後必要と思われる支援はというご質問でしたので、行政が着手しなければならない事業はたくさんあると思うんですが、担当課の方に先日、話を聞いてみました。そうしましたらですね、今あの家事とか育児などに対して不安や非常に負担を抱えておられる家庭がいらっしゃるということが、そういう方が多くなったということと、子どもの養育だけではなくてですね、保護者自身が支援を必要としている、そういう家庭もあるというふうに聞きました。

こういった家庭においてはですね、起きてほしくないんですが虐待とかネグレクトとかそういうことが起きる可能性が非常に高まりますので、そういう家庭、何件か警察の方にも来てもらってですね、一緒に対応した、福祉課の方で対応したこともあるんですけども、そういう事態にならないように、それらを未然に防ぐためにですね、そういう支援として訪問による家事、それから育児の支援、子育てに関する情報提供、相談あたりもこれからやっていかなければいけないかなというふうには思っています。

これまで、例えば家で自宅を掃除できない人、これは障害を持った方なんですけど、そこのご家庭、親子なんですけど、そこに福祉課の方じゃない社会福祉協議会の方からヘルパーさんが行ってですね、掃除をして、周りをきれいにして生活していただくようにということでやってもらったケースが何件かあります。

これはですね、町の方から社会福祉協議会に委託としてお願いしている事業なんですけど、事業の名前は養育支援事業ということで、社会福祉協議会の事業としてやっていただいています。しかしですね、今、社会福祉協議会もちょっとヘルパーさんの数が足りなくなってきましたので、なかなか全部が全部、要望に、要請に応じてそれをやることができなくなってきましたので、やはりこのあたりは、また対応するために何か考えなくてはいけないかなというふうには思っています。

それから不登校の子どもたちがですね、ちょっと担当課と話した時に増えてきているということで、不登校になるとやはり学習面でですね、学校に行ってる子どもたちと差が出てきま

すので、そこあたりを埋めるために何らかの、またこうこれで授業ができないということになると、またずっと悪循環になってきますので、そこらあたりもこれから考えていかなくてはならないんじゃないかなというふうに福祉課の職員の方はそういうふうに言っておりましたので、そこらあたりまた色々協議をして、多良木のそういう家庭に対してですね、なるべく関与しながら、いい方向に行けるように努力をしていきたいというふうに思っています。

○議長（高橋裕子さん） 7番。

○7番（源嶋たまみさん） 今の答弁でわかったんですけども、町長もいろんな方向に気を配られているなというふうに思いました。

今後もアンテナを張り巡らせて、どういう支援ができるのか、財政と協議しながら考えていただきたいと思います。1番の子育て支援についての質問はこれで終わります。

2番の健康づくりの推進についての質問に移ります。

第6次多良木町総合計画の基本目標3、健康で充実した福祉のまちにしましょうっていう基本のところ、基本方針1、健康づくりの推進で健診のことをうたってありましたので、あえて健康づくりの推進っていうふうな質問の題にしました。

①の健診事業で人間ドックを受診できるのは70歳までとなっているが、長寿命化時代の今、75歳までの延長は出来ないかという質問の前に、私の勉強不足で今年から令和4年から74歳までに拡充されていまして、勉強不足で本当に申し訳ありませんでした。

健診の申込みですね、12月に大体くるんですけど、これが国保で送られてきますよね。これが来る度にですね、何で70歳までしかできんとか、75ぐらいまで人間ドック受けられたらいいのにとか、あと何で医療センターは受けられんとか、私の方によく声がかかります。

昨年までは70だったんで、これが74になったということは本当に何かよくなった、よかったなというふうに思いますけども、どうせなら75とか制限なく、病院によく行くようになったら、別に人間ドックにかからなくても、しょっちゅう行ってるからっていうふうに皆さん思われて健診を頼らなくなられるので、75以降、無制限にしてもよかったんじゃないかなと思うんですけども、国保が県で一本化となったので、この人間ドックが74歳までになったのかなっていうふうに思いました。

これを74までになったのは、やはり県からの指導なのか伺いたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 岡本住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（岡本雅博君） はい、お答えさせていただきます。

74歳までの延長ということで、これ県からの指導があったためかというようなご質問でございましたが、本町の国保人間ドックの対象年齢につきましてですけども、令和元年度までは70歳まででございましたけども、その見直しをいたしまして、令和2年度から74歳に拡充をしているところでございます。

これあの県からの指導ということではなくて、町といたしましても、対象年齢の引上げについては検討してきたということで独自での見直しでございます。

平成30年度に管内自治体の状況を調査をした経緯がございますが、もうその時点では、多良木町と球磨村以外の町村におきましては、もう既に74歳までを対象にしていたという結果が出ております。これを踏まえて、令和元年度に見直しを行って、2年度から実行に移したということでございます。

国保人間ドックの、せっかくでするのでちょっと調べましたが、過去3年間の受診者数を調べてみましたところ、元年度が278人、2年度が338人、昨年度、令和3年度が356人ということで、増加傾向にあるということでございます。

現在の課題でございますけども、先ほど質問の中にもありましたとおり、年齢の引上げはもっとすべきじゃないかということもございまして、国保の対象が74歳、75歳以上は後期

高齢医療という形になっておりますが、団塊の世代の方々もだんだんこう後期高齢の方に移行していきますし、6次の町の計画にあげてますとおり、健康寿命を引き上げるということは非常に大事なことでございまして、これによって併せて医療費を下げる、この取り組みが非常にこう大事で、持続可能な地域をつくるためにも必要であるというふうには認識しております。

今後ですけれども、人間ドックの他にも、例えば疾患の多いものの検診をセットとして組合せながら、対象年齢の引上げというものも併せて見直しが出来ないか、研究をしていきたいというふうに思っております。

○議長（高橋裕子さん） 7番。

○7番（源嶋たまみさん） 令和2年度から74まで引上げていたということで、ますます勉強不足で申し訳ありませんでした。我が家が国保から社会保険になった時、ちょうどこの年なので、何か情報があまり入ってこなくて、人から言われるのを参考にしていましたので、本当に申し訳なく思っております。

これからも年齢の引上げや、その疾患の多いセット検診とかの、検討していきたいということですので、ぜひ皆さんが喜ぶような検診セットをつくっていただきたいと思います。

人間ドックを受診できるようになってから、私たちもずっとコスモで受診していました。設備もよくて、割と満足していたんですけども、コスモにいらした先生が医療センターに移られたとかで、兄たちが医療センターで受診するようになりました。そこで再検査を言われ、熊本の病院で手術をすることになったんですけども、その時たまには健診場所を変えた方がいいと言われ、熊本の病院にカルテを作っておいた方がいいかもねということで2か所、熊本の病院で健診をしたこともあります。

先ほども言いましたように、健診の申込みになると、何で医療センターは健診できないのかというふうに聞かれます。公立病院の関係町村なのに、あさぎりは受けられるっていうふうに言われます。多良木にはコスモがあるので、医療の分配で医療センターは混むので、多良木の住民はコスモで診てくださっていうふうに申し合せがあつとじゃなかつと答えていますけれども、私も病院議員なので、こんな質問したくありませんが、毎年いろんな人から聞かれますので、医療センターの記載がない理由、職員も異動で変わりますし、昔のことなのではっきりしたことはわからないと思っておりますが、分かる範囲でいいですので伺いたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 岡本住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（岡本雅博君） 答弁打合せさせていただいていいですか。

○議長（高橋裕子さん） はい。答弁の打合せ、はい。暫時休憩いたします。

（午前11時30分休憩）

（午前11時30分開議）

○議長（高橋裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○住民ほけん課長（岡本雅博君） はい、お答えさせていただきたいと思っております。

人吉の医療センターも加えた方がいいんじゃないかというような要望も、実は以前もあつたということでございまして、その健診機関の見直しについてやった経緯もございまして。

結果として現在、本町では総合健診センターコスモのほか、熊本市内の日赤、済生会熊本病院、高野病院、この4か所になってきているところでございます。

この後の答弁につきましては、町長からさせていただきますのでよろしく願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、先ほど課長がですね、前に検討したことがあるという、で

検討の内容をですね、ちょっとあんまり議事録に残すといろいろ問題あるかもしれませんが。

公立多良木病院は4か町村で運営している自治体病院なんですね。ですからなるべくたくさんの方の健診者を、健診をしていただく方を、コスモの方に来ていただきたいということの気持ちは間違いなく持っています。

多良木と湯前は人吉医療センター入れてませんが、水上村はですね、行っていただいて、そしてあと償還払いがあるそうです。もし希望されたらですね。

公立病院、非常に頑張っておられて、私もこの間4月25日にコスモで健診をしたんですが、項目を見たらですね、かなりたくさんの方の項目を健診しておられて、恐らく人吉の医療センターと項目自体は変わらないと思います。健診料が1万8,000円ですので、非常に安くできるということになります。人吉の医療センターもちょっと高かったと思うんですが。

そういうことで地元の病院を育てていきたいということと前回の協議の折はですね、医療センターではなくてコスモだけ残そうということになったみたいなんですけど、どうしてもその人吉に行きたいということであればですね、またちょっとそこは考えたい、みんなと協議をしてみたいと思いますが、できれば私たちの希望としては、地元にある公立多良木病院だとですね、半日、11時には終わりますので、人吉に行くとはですね、やはり1日がけということになりますし、検査項目もほとんど変わらないということですので、これは非常に行政側の希望と言ってはいけないんですけど、私たちの希望としては、コスモの方を利用していただければなというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○議長（高橋裕子さん） 7番。

○7番（源嶋たまみさん） 私も医療センターもありますし、先ほど言いました熊本の病院も2か所行ったんですけども、やはりコスモと検査項目はあまり変わらずに、熊本の病院に行ったときは、胃の検査の時には、私は口から苦手なので、胃カメラ飲むのが。鼻からお願いしますって言ったんですけど、熊本の病院の方が台数が少なく、コスモの方は希望どおりすぐできたんですけど、そういうふうなことで、あまりコスモも熊本の病院も変わらないというふうに思いました。

公立病院は地域にはなくてはならない病院です。このことは地域の皆さんが認識されていて、うまく運営してくれっていうのが皆さんの本音だと思います。健診機関を決められるのはその方の自由ですので私たちは何も言えませんが、病院経営がうまくいくように、できるだけ私もコスモを勧めていきたいと思っています。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（高橋裕子さん） これで7番源嶋たまみさんの一般質問を終わります。

次に、11番猪原清さんの一般質問を許可します。

11番猪原清さん。

猪原 清君の一般質問

○11番（猪原清君） それでは通告書に従い、一般質問を行います。

今日は昼からと思ってましたので、ちょっと訳あって朝ごはん食べてませんので、少しめまいがするかと思いますが、ちょっともしおかしいとこあったら言ってください。

それでは質問事項の1番、第6次総合計画について。

質問の要旨は、本計画をいつまでに町民に周知するのか。そして計画を具体的に実行するためのプロセス、工程ですね、はどのように考えているかということ、まず計画を読んで感じますが、基本構想はともかく、残念ながら基本計画、基本施策の部分でもう少し具体的に踏み込んだ事業が見えづらい。これを町民が見てどれくらいの方が計画を理解できるの

か、疑問に思います。

いつも前置きが長いと言われますので、今回は前置きを短くしたいと思います。後置きを長くします。はい。

さて、この計画はいつ頃町民にお知らせされるのかまず伺います。

○議長（高橋裕子さん） これより町長、教育長、関係課長の答弁を許可します。

林田企画観光課長。

○企画観光課長（林田浩之君） それでは、お答えいたします。

まず総合計画は三つの層からなるもので、上のほうから基本構想、それに基づき基本計画、その下でまた実施計画の3層構造をとっております。

基本構想は抽象度の高い大まかな枠組みや方針、基本計画は基本構想に掲げている政策をより具体化した施策に関する計画でございます。

議員ご指摘のとおり、基本構想や基本計画中の基本施策の部分については、より具体的な事業が見えづらい部分もあります。そこで事業内容、事業費など、事業のより具体的な内容等を示す、先ほども述べましたが、3層構造の3層目である実施計画を作成することとしております。

本年度の実施計画については現在取りまとめ中ですので、策定し次第各議員への配付、その後、第6次総合計画と同様にですね、町のホームページで広報を予定しております。

この計画につきましてはですね、7月中の公表で準備を進めているところです。

○議長（高橋裕子さん） 11番。

○11番（猪原清君） 7月中ということになりました。

それでは次にこの計画を実行に移す指標であげた目標時の指標、到達点ですね。持っていくために、どのようなプロセス、工程を経て持っていかれる予定でいるのか。

細かくちょっと第6次総合計画を見れば、このページで言えば26ページ、この総合計画の24ページですね、このタブレットでいけば28ページ、生活環境の充実の部分で住宅リフォーム事業とあります。現在どのような事業が行われて、将来的にどのような程度まで、どのような到達点まで持っていきたいのか、なかなか見えてきません。これを見る限りではですね。多分、町民の大勢もそう思うと思うんですけど。

あるいは20、次の次の、タブレットでいけば30ページ、防災・防犯体制の強化の部分でも、どこにどんな施設を整備するのか、どうやったら目標とする指標まで到達できるのかと踏み込んだ内容が欲しいと思います。これ担当に聞きたいと思いましたが、聞かないと言いましたので、これは流していきますね。また今後、発生が予想される大規模災害、このことについても言及が1か所もない。大変不安に思います。その辺を含めたところで町長か担当課長答弁お願いします。

○議長（高橋裕子さん） 林田企画観光課長。

○企画観光課長（林田浩之君） それでは、お答えいたします。

先ほど、どのようなプロセスを経ていくのかということ、お尋ねがあったかと思えます。そちらの方についてちょっと説明をさせていただきたいと思えます。

計画の実行段階については、各担当課等が所管する個別計画をもとに、担当課等を中心に、関係する部署が連携して実施していきますので、具体的な事業を実行する工程は、担当課等に委ねられることとなります。

しかしながら、総合計画に掲げている全般的な事業の進行管理については、PDCAサイクルにより、計画の効果検証を行いながら着実に計画が実行されるよう、管理をしていくこととなります。

具体的には総合計画に記載している指標について、毎年度の実績を把握し、議会やまちづくり推進委員会などで報告し、ご意見をいただく予定としております。

○議長（高橋裕子さん） 11 番。

○11 番（猪原清君） よくわかりました。

私の、課長そのとおりでと思うんですけど、私の考えの一部はですね、この計画では分野ごとの、この計画でですね、分野ごとの個別計画があります。それぞれに官民含めた専門の会合、会議の場を設けて、現在行われている施策との継続性や整合性を持ったより実効性の高い計画につくり上げていく必要があるのではないかと思います。

やはりいろんな立場の人が、いろんな立場から出すアイデアには、恐らく画期的なものや、他の市町村では行っていないような、この町ならではの取り組みへのヒントも出てくると思います。

この移住定住とかですね、この辺の問題も、過疎の問題ですね。これはまた今年の 4 月 2 日の新聞に出てますが、過疎自治体が初の半数超、全国で 885、ご案内のとおり人吉市も過疎自治体ということになりました。

そこの記事を読んだところで、今は過疎地も近年、整ったインフラを活かし移住者の呼び込みに熱心です。住宅取得の補助金や子どもの医療費無料化など踏み切るケースも多く、これは先ほど町長答弁された部分かと思います。人口増につなげた地域もあると。

ところが一方で、移住者が伸び悩んでいる自治体からは子育て支援にしても、どこも似たような施策がある。移住希望者に選ばれる地域になるには、どのようにすればいいのかという悩みがあり、これはもう全国的な少子高齢化、人口流出で同じような悩みだと思います。

やはり、同じことをやっても駄目だと思うんですね。他の町村がやってるからうちもやろうと。テレビに出たからやろうと、そういうのじゃなくて、やはり知恵を出して、例えばこれ例えばですよ、町にまだ居住可能な空き家がある、あったとします、どっかに。居住可能ですね。よく昔、携帯会社が端末を 100 円で売りますと、その代わりにうちを使ってくださいということありましたね。そういうことで、例えば町がその空き家になったところを買上げて、よく田舎暮らしの本とかにえびの市とか豊後大野市とか、人気のあるところ出てますが、300 万とか出てますよね。それをですね、例えば 1 万円。この家 1 万円で売りますと。多良木町はすごいなど。その代わりにリフォームしてください。リフォームは幾らかかるかわからんですね、300 万かもしれません。固定資産税は払ってください、ちゃんと。そういう、ちょっとこう、おいしいところでこう釣って、そういう大胆なですね、やはり多良木町はすごいとか、そういう町のイメージ、イメージというかそういう宣伝も兼ねて何かこうやると。もちろんリフォームは町内の事業者で、町内産の材料を使ってくださいとか、後から条件を出すんですね、後から。

そういうことも考えて、あとは移住定住支援相談員という形の人たちもやはりうちの財団、うちのじゃないけど多良木の財団などに配置して、やはりそういう希望者との相談に応じるとか、こっちから出かけて行ってやるとか、何かのイベントをやるとか。やはりここだけに限らず、各計画の分野でいろんな意見を募っていけば、より具体性、実効性のある計画に昇華できると私は思います。

それと、町民への周知という観点から、最初のほうの話ですけど、ちょっとこのまま町民に出されては、ちょっと町民もうちはですね、少なくともうちは、来ました、テーブルの上に置いたとき、数日後にはどっか行って、多分その程度だと思います。広報紙もあまり私は読みますが、こういう字の羅列とかは恐らく、あんまし興味ないんじゃないかなと。新聞を読む時は私も写真ぐらいしか見ませんので。

やはり、課長にはこの前言いましてガイドブックとか、そういう何かこう目を引くような形でやった方がいいと思うんですね。計画にしても、周知させるための広報にしても、ただ文字の羅列だけでは、もう作った側の自己満足、読む側からすれば目を通すのがうっとおしいと、そういう形になると思うんですけど、この辺の周知の方法をもう一度、答弁お願い

できますか。具体的周知の方法ですね。

○議長（高橋裕子さん） 林田企画観光課長。

○企画観光課長（林田浩之君） それでは、お答えさせていただきます。

町民への周知ということですが、現在ではですね、町民への周知につきましては、図書館での閲覧であったり、先ほど言いましたとおり、町のホームページの公表を行ってきたところでございます。

先ほど議員おっしゃられた、ご指摘されているツールということですが、こちらの方に関してはですね、これに要する予算が現在ない状況でございます。

今考えているところがですね、毎月発行しております広報たらぎ、こちらの方を活用して、総合計画の内容をですね、かなりページ数もございますので、これを数回に分けて、なるべく議員おっしゃられたとおり、町民の方へわかりやすくまとめたものをですね、掲載していく計画でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 11番。

○11番（猪原清君） 良いアイデアだと思います。はい。

これは町の広報でですね、小分けにして出されるっていうのが、なかなか限られた予算の中で、課長のようなグッドアイデアを持った人もやはり多数いらっしゃるんだなということでした。思いましたが、昼が近づいて私の体力が大分限界に近づいてますが、この質問の最後に町長に伺います。

この多岐にわたる計画がですね、いよいよ令和7年末の目標時期に近づいてきましたと。これ想像ですよ。の段階で、町長の自分の希望的な観測も含めて、この町がこの計画によってどのように変化しているのか、どのように維持されているのかというのを、町長の、はっきりは言えないと思いますので、希望的な観測を伺います。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい。住民の方々への周知ってなかなか難しいんですよ。私も回覧とかですね、そういうのを見るんですけど、もう見たら、もうその行事が終わってしまったり回ってきたりですね、そういうのがやっぱこれは高齢化によるものだと思います。なかなかスムーズに回らないという。しっかり見ておられて回ってくるんでそういうことになってるのかもしれないけども。

それから家に、その何ていうんですか、人が来ていただくっていうか、これは例えば中に仏壇が入っていたり、家財道具があったりしてですね。それと、家賃が都市部に住んでおられる方の認識と、私たちの認識でかなり乖離があったりですね、なかなか難しいことが多いです。

しかし、これはやっていかなくてはいけない事業ですので、これから担当課とですね、一緒にしっかりそういうところを対処していきたいと思ってます。

議員すいません。これ今日ですね、私かなり長く、これから例えば令和7年に多良木町がどうなってほしいというのを、かなり長く喋るつもりで来たんですけど、15分か20分ぐらいまで入り込みますけどいいですかね。はい、すいません。

○議長（高橋裕子さん） 昼食のため暫時休憩いたします。

午後は1時より、13時より開会いたします。

（午前11時53分休憩）

（午後1時00分開議）

○議長（高橋裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。11番。

○11番（猪原清君） それでは午前中に引き続きまして、町長の答弁をお願いしたいんですが、まだ質問始まったばかりですので、町長できる限り簡潔に、要点のみをお願いしたいと思います。この後、教育長にも答弁をお願いしてありますので。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、つついすね、この部分は力が入ってしまいまして、ちょっと長く原稿をつくり過ぎた気がしますけども、まずあの多良木町の人口なんですけど、色々自分たちなりに手だては講じてきているつもりであります、残念ながら 5 月末で 8,910 名ということで、9,000 人を切ってしまいました。

高齢化率がですね、5 月末で 43.1%になってます。40%になってから 43%になるまで、まあちょっと期間はかかったと思うんですが、しかし 65 歳以上の方が 45%以上ということ、43%を超えましたので、かなり厳しくなってきたのかなとは思いますが、居直りに聞こえたら申し訳ないんですが、このことでやはり悲観したり落ち込んだりはしてはいけないというふうに思います。希望を失わずにですね、諦めずに、前向きにいくしかないかなというふうに思っております。

施政方針の中でも述べましたけれども、これからは時代の変化に対応していける町が残っていくと思います。人口が減少するのは、もう日本中でそういう現象が起きておりますので、これはもう致し方ないことかなというふうにも思っておりますけれども、これから地域全体でたくさんのチャレンジをつくる、そしてたくさんのチャレンジを受け入れる柔軟な環境、フレキシブルな環境を整える必要があると思います。

そういった環境を整えることが、一足飛びにそれができるとは思いませんけれども、この地域で若い人たちが活躍できる素地をつくるということに繋がっていくと思っております。それが時代の変化に対応できる町、生き残っていける町というふうになっていく方法ではないかと思っております。

町の総合計画は、民間企業で言えばですね、その最も重要な経営指標であります長期経営計画に該当する重要な行政計画になります。しかし、地方自治体の経営資源にも限りがありますので、解決すべき地域の問題、課題の拡大が同時進行する中で、総合計画の構成、内容の基本的なスタンスは少し古い表現になりますけれどもやはり、選択と集中ということになるかと思っております。

町にとって何が必要なのか、何が多良木町にとって最適なのか、それを計画したものの、それが現状に即しないことが分かるということは、後で分かるということもありますし、不採算部門の整理というのは、やはりこれは考えていかななくてはいけないというふうに思っております。

そういった視点とですね、効果等の比較分析が必要になってくると思うんですが、短期の時間軸で解決を図らなければならない政策課題もありますし、また、中長期の時間軸で解決すべき政策課題もあると思います。それぞれに個々の施策のですね、実施効果を連鎖させて、段階的に目標達成を実現させるシナリオといいますか、道筋を立てることが総合計画を計画どおりに進める上でのポイントになってくると思いますので、そこらあたりは十分気をつけながらやっていきたいと思っております。

そこで議員ご質問のですね、希望的な観測も含めて、前期基本計画が完了する令和 7 年度ですけれども、町の皆さんが将来へ向けてのですね、希望を持ちながら明るい展望のもとに、元気な町になっていければというふうに思います。キーワードは、これから私たちが故郷と呼ぶものは、人に作ってもらわなくて、自分たちで作るということですね。ないものねだりではなくて、あるもの探しという、私たちの意識の持っていく方、意識の持っていく方ですね、これが大事だと思います。

具体的なイメージで言いますと、業種は何でもいいと思うんですが、運送業、情報通信、ソフトウェア、情報処理、インターネットに付随するサービス業、それから製造業、印刷化学、こういった各種製品の製造業ですね、生産、宿泊業、飲食サービスなど、もう既にそういうお店を始めていらっしゃる方々もいらっしゃいますが、こういったものを多良木町で

きないかということ、いろいろ試行錯誤しながら考えたときに、すぐに動ける、そして官民協働でできる、そういうプラットフォームを、基盤を町として作っておく、準備をしていくことが大事だと思っています。

それは新しいビジネスのための実験場であったり、また新しい、今、6次産業の方を熊大の先生にお願いしておりますけれども、新しいプロジェクトの実証実験の場であったりするわけですが、企業、個人を問わずですね、あなたのやりたいことを多良木町でやってくださいと広く呼びかける、地方創生や新しい公共サービスにつながるアイデアと精神的なプロジェクトを町に呼び込む仕掛けをつくると思いますか、事業誘致を自覚的にやっていきたいと思っています。そういうことを役場の担当部局や、たらぎ財団を中心にですね、地道に行っていければというふうに思っています。

アイデアを持ってる人たちや企業、あるいは個人が気軽に連携をとることができる素地といますか、そういう基盤を町に張り巡らせておくことが大切だと思いますし、無から有を生み出す作業につながるアイデアですね、誰もがチャレンジできる場所、これは明石先生もずっと言っていられちゃいますけれども、誰もがチャレンジできる場所を町が提供しながら、失敗するかもしれないけれども、失敗は次につながりますので、そこが共同体というかコミュニティ、居住地域を同じくする、利害を共有する地域社会が生まれる場所になって、そこで人が交われば共感が生まれ、新しい発想が誕生していくという素地が生まれてくると思います。

町内に新たに飲食業を中心にですね、12店舗の新規開店があっております。まだ感染症の拡大で非常に苦戦をしておられますけれども、今少しずつお客が戻り始めておりますので、これから頑張っていられると思います。そういう形で少しずつ雇用の場が広がっていければというふうに思っています。

令和7年度までにはですね、前もこういう発言をしたかと思いますが、これからの町を支えていく若い力、町の未来を志向し、困難に立ち向かっていく人たち、新しいことに挑戦する人たちを町全体でバックアップしていけるような町をですね、町議会の皆さんとの論議の中から作っていければというふうに思っておりますので、まずは若い人が町に残っていくような仕組みを作っていければというふうに思っています。よろしくお願ひします。

○議長（高橋裕子さん） 11番。

○11番（猪原清君） ありがとうございます。

そうですね、やはり希望を持てる将来の多良木町ですね、町長言われた故郷を自ら作る、無いものを作るのではなく、有るものを探すと。私、まさしくその点には共感いたします。

やはり将来的にも多良木町、今町の現状としても、町の西側には多良木公立病院、上球磨消防署、そして将来的に新装なって規模も大きくなるだろうという多良木警察署が町の安心・安全の拠点と位置したならば、やはり町の中心部には役場を中心とした地域に官民協働で整備された大規模避難防災施設、スポーツ施設、防災運動公園ですね、当然400メートルトラックが真ん中にあり、それにスーパー銭湯のえびすの湯。スーパー銭湯になってます、その頃には。私の考えですよ。とブルートレインたらぎ、やはりそれに関してシーズンを問わずにJ1、B1にそれぞれ昇格したチームが試合を行ったり、実業団のチーム等が合宿を行い、それに伴い小さな子ども連れですね、移住後の若い家族が大勢見に来てます。これ私のイメージですね今。バーチャル。まさしく賑わいと活気を取り戻した多良木町が見えています。これはこの総合計画が達成する頃にはなっていたらいいなと。

せつかくの長期計画ですから、ただ単に絵にかいた餅にならないように、実現可能で且つ夢と希望のある計画にしてもらいたいものです。夢は必ず実現できます、町長。ということで、次の質問にさっさと移ります。はい。

質問事項の2、女性管理職の登用について。

質問の要旨は、県では「熊本県女性の社会参画加速化会議」を開催し、令和3年2月に出した「新短期目標」では、令和7年度末までには市町村における女性役付職員、これ課長以上のことですね、の割合を14%と設定しました。町は第6次総合計画にも男女共同参画をうたっています。県の目標達成に向け、町の対応と対策をどのように取っていく考えかというところで、残念ながらこういらっしゃる、見ても分かるように、多良木町にはいわゆる課長以上の管理職というポストが一人もおられません。強いていえば、議長が女性ということで、それだけは誇れるかなと思うんですが、このことは、人吉球磨地域においても少ない自治体ではないでしょうか。とはよく詳しく調べてませんが。

町の職員としては、やはり役場に入ってきてパッと見、女性の職員がたくさんいらっしゃいます。なぜ女性の管理職と呼ばれる職が1人も配置されていないのか。過去にはちょっといらっしゃいましたが、能力の男女差というものは、私は今は無いと断言します。

女性管理職がない現状、その理由を町長お答えください。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、今確かに、多良木町役場には女性の管理職いらっしゃいませんが、管理職というのは、部署の業務の責任と部下の育成責任を持っております。非常に重要な役割です。責任の重い役職とすることができるんですが、課長の皆さんそういう意識を持ちながら、自分なりのスタイルでですね、職員を育てていただいていると思うんですけども、女性自身に積極的に管理職を目指す意識があって、意欲と能力と仕事に耐える体力があるならば、管理職につけることは難しいことではないというふうに私も思っております。

多良木町ではですね、先ほど議員もおっしゃいましたが、過去に直近ではですね、2名の女性の管理職がいらっしゃいました。1人は農業委員会の事務局長、それからもう1人は子ども対策課の課長ということで、もうこの方々は定年退職をされてしまわれましたので、今はいらっしゃらないということですね。

職員の配置表をご覧になったと思うんですが、現在ですね、女性の係長が大変多いということは多分、議員も気づいておられると思うんですが、この方々が一定の年齢になって、キャリアを積んでいただければ、能力のある女性は管理職に就かれると思いますし、そういう実力のある人がですね、多分いらっしゃると思います。私がもしその時に任命権者であるならばですね、そういう女性の方を躊躇なく管理職として登用したいというふうに思っています。

男性、女性という一般的な役割分担と考えられている意識を男性、女性とも自らが払拭することも一部しなければならぬことも一部あるかもしれませんが、一定程度そういうことがあるかもしれませんが、そうした中で、男性、女性ということには拘らずにですね、有能な方いらっしゃいますので、1人の人格として、公平公正な観点から評価していくということは、それはもう絶対に必要なことではないかというふうに思っております。

たまたま今いらっしゃらないということは、なかなかこう説明がしにくいんですが、しかし将来的には、今係長たくさんいらっしゃいますので、そういう方々の中から課長になる方が必ず出てくると思います。

○議長（高橋裕子さん） 11番。

○11番（猪原清君） はい、町長の、これも希望は聞きましたが、では今後この県のホームページ見ると熊本県女性の参画というの出てきますけど、今後この県が掲げた目標に近づけるために、町はどのような対策を取ろうと考えているか。また現在、既に取っているのであればそういうのは対策はあるか、それを伺います。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい。大きな企業あたりであればですね、やはり勤務している方の数が多いと思いますので、例えば企業ではありませんが、公的な機関も熊本県とかです

ね、そういう教育委員会とかそういった多いところ、そういう場所には昇任と昇格の明確な基準が必要ではないかと私も思っています。そうでなければ、評価に値する側の、評価する側の人の目の届かないですね、部署で男性、女性に限らず優秀な人材が知られることなくその才能が発揮されることなく埋もれてしまうというのは、やはり社会的にも損失でありますし、その企業そしてまた大きな県庁あたりでもですね、非常に損失になりますので、そういう不条理が発生する危険性が懸念されますので、大きな企業、大きな職場では昇任、昇格の基準がですね、やはり私も必要だというふうに思います。

多良木町の職場は今ちょっと総務課長に聞きましたら 117 名の職員がいるということですので、皆さん 1 階から 3 階まで目の届く場所にいらっしゃるんですね。どの職員がどのような仕事をされていて、あるいは仕事ぶりは責任ある仕事をしておられるのか、あるいはその人はどういう性格で、仕事を離れたときに地域の住民の方々にどう評価されているのか。こういったことはですね、言わば私生活の部分まで皆さんご存じですので、おのずから皆さんの客観的な通底した、個々の評価が定まっていると思います。

私たちに入ってくる情報も、やはり優秀な方ですね、がそういう情報が入ってまいりますので、そこで改めて人事的な一定の基準を設定することがなじむのかどうかですね、ちょっと迷ってます。

これはということで申し訳ありませんが、しばらくの間、悩ませていただければというふうに思っております。やはりそうですね、基準を作るということになりますと、やはりその基準に合致した人でないと、なかなか昇進できないということと、あととっさの場合にそこを上げなくてはいけないとか、そういう色々な場合がありますので、人的な余裕のないところでやっておりますので、そこらあたりどうかご理解いただければと思います。よろしくお願ひします。

○議長（高橋裕子さん） 11 番。

○11 番（猪原清君） わかりました。現代は、現在はですね、ジェンダー平等という言葉が当たり前のように毎日、会話等にも出てきます。これは何も都会に限ったことではありません。できれば、であれば町も早急にこの課題を解消し、時代の流れに即した、いわゆる健全な行政運営にまい進しなければなりません。

例えば町長も言われましたけど、大きな企業、大きな公的企業ではですね、私も経験しましたが、継続的、定期的な勤務内容に対する、自他から見た評定、勤務評定とか、もしくは昇任、昇格への考査、昇任試験ですね、を実施するなど、今後は抜本的な改革が必要ではないかと思ひます。

その辺はお答えされてますので、お聞きはしませんが、私もかつてもう何十年前になりますが、公務員時代に大きな官庁のところで働いたときに、やはりその時はもう既に私は女性上司に仕えた経験があります。いかにも、偶然にも熊本県出身の上司だったんですが、今で言う消防署の階級で言えば消防指令、上球磨消防署でいえばもう課長級ですね。という方に仕えました。その女性上司の視点から、やはり男性上司にはない独特の指摘アドバイスを数多くいただきました。今でもその当時の女性上司とは、この方は最終的に消防署長まで昇任されました。現在は、日本防災士会の事務局長ということで、いろんな電話や SNS を通じてやりとりを行っています。現在のその組織の状況とか、その行政に関わる情報、ほぼ毎日いただき、使うことがあればこちらの消防組合の方でも使わせていただきますが、やはり女性ならではの視点、その人の持つ経験、技術、見識には男女の区別は関係ありません。

町も、この先ほどから申しました県の目標に 1 日でも早く近づけるよう、心から願ひながら、これはもう私、男性ですけど、女性の立場からもやはりそういう女性管理職、女性上司の登用をですね、早め早めに考えていただき、多良木町がそのような進んだ行政組織になるということをお願いしております。

3 番。質問事項 3 番に移ります。SNS いじめ対策について。ソーシャルネットワークサービスですね。

先日の新聞報道を見まして、SNS 等で嫌なことをされたとした小中学生、これ大人じゃないですね、小中学生がいずれも前年比で増加しているとのことですよ。

これは SNS いじめ対策につきましては、1 回質問したことあるんですが、その後も増え続けているということで、本町でもタブレットを使用した授業が実施され、また個人でもスマートフォンなどを利用する生徒が、そういった子どもたちが増えております。

町はそのような状況を報告受けたりした等により、実態を把握しているのか。把握しているとすれば今後、町としてはどのように対策をしていくのかということ、県の教育委員によりますと、配付しているタブレットの端末上でのいじめは、各学校とも 1%未満であったということですが、現在はタブレットではなく、保護者が小中学生にも防犯や事故防止対策と連絡等をとるという目的でですね、かなり多くの割合でスマホを持たせているという状況です。

やはり、スマホなどの SNS 上でのいじめが増加しているということで、これは新聞、5 月の新聞ですけど、こちらに書いてあるのは高校生のことですが、4 人に 1 人が嫌なことをされた。午前中の質問でもありましたが、その辺に関しても不登校が増えているということで、やはりこのネット環境というのは、ますます広がっていくと思うんですよ。

ですから、やはり町の学校でも、こういう熊本県高校生だけではなく、多分に漏れずにその傾向は減少にはいってないかと思えます。そういう学校、当事者、教育関係者からの相談や報告等はあがってきていませんか。まずそれを伺います。

○議長（高橋裕子さん） 黒木生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒木庄一朗君） お答えいたします。

本町のいじめ認知件数は、令和 3 年度におきましては 16 件の報告があがってきております。全ての案件につきまして各学校のいじめ防止対策委員会等のチームで対応し、経過観察やいじめの解消に向けた取組を実施しているところであります。

なお、議員ご質問の SNS 関連の主だった理由によるいじめについての報告は、今のところ該当なしということで受けております。

○議長（高橋裕子さん） 11 番。

○11 番（猪原清君） いじめというのは昔から、私たちの子どもの頃からやはり陰で陰湿に行われているというイメージですから、そういう受けた側、あるいは見ている側から、あからさまに報告や相談は出にくいかもしれません。

特に SNS というのは、これは後からも言いますが、誰もが加害者にもなり誰もが被害者にもなりうるような舞台だと思えます。こういうことが報告がないまま、報告を受けない、認知しないままで事が起きます。そういう事件がやはり起きてますよね、ニュースで。悲しい事件が起きてます。それはもうちょっと報告を受けていなかったとか、こちら側は認知していなかったとか、そういう当事者からの相談こなかったとか、ことだと思えます。

今の質問に引き続いて伺いますが、かつてより私たちが、かつて昭和の時代より、今、令和になって表面化しにくいような、こういういじめの問題、どのように町は把握していこうと思われませんか、それを伺います。

○議長（高橋裕子さん） 黒木生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒木庄一朗君） お答えいたします。

以前の議員の一般質問にて答弁いたしました内容と重複をいたしますが、再度答弁をさせていただきます。

学校での通常の把握の取組としまして、担当教師等による日常的な観察、定期的な面談の実施がまずは重要と考えます。またアンケートの実施についても実態把握の貴重な手だてと

考えています。

熊本県教育委員会が実施されています、新聞報道にもありました心のアンケート。本町におきましては、児童生徒一人一人の意欲や満足度、学級の状態について共通な尺度で客観的に判断できる hyper-QU という、よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケートを、年2回実施しています。これを実施することで、児童生徒一人一人の学級満足、学校生活満足尺度を見とることができ、いじめの温床の発見の参考になるものと考えています。

なお、子どもたちへの近年のネット環境の普及に伴い、ネット上の侵害感という項目も質問の中に追加されています。

学校現場では、いじめの未然防止対策を講じるとともに、数多くのアンテナを張り巡らせ、実態把握、早期発見に尽力していただいています。

また教育委員会への学校からの報告は、児童生徒の出席状況やいじめの認知、問題行動等について明記してあります定例報告が毎月なされております。

○議長（高橋裕子さん） 11番。

○11番（猪原清君） さすが黒木課長。立て板に水の答弁ありがとうございます。やはり、やはりじゃなかった。

ではこの問題、教育長に伺いますが、このいじめという解決困難で、ゼロになるということは永遠にないのかなと心配しておりますが、先ほど言ったようにですね、誰でも被害者になり、誰でも加害者になる危険性がある、こういう SNS という、新たな社会現象に起因するいじめという問題に対してですね、教育長は発生防止策、問題の報告、発見、調査等の方策や方法や、現実にもそのような問題が発生した、こういう問題があると確認した場合の対処法などを含め、教育長が考える方策があれば簡潔に答弁をお願いします。

○議長（高橋裕子さん） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤邦壽君） それでは失礼いたします。

私、50数年前に学校の教員になったわけでありましたが、その時からいじめはありました。今でもそれはなくなりませんし、逆に増加の傾向にありますですね。永遠の課題みたいな非常に至難の業であります、この解決は。そういうことをお伝えをしておきますが、今お尋ねが複数、何点か含まれておりました。

前半の方の未然防止あるいは問題の把握等の方策等につきましては、ただいま課長が答弁いたしましたので、私の方からは、いじめ事案が発生した場合の対処方策、もう一つは少しでもいじめが少なくなるような方策、この2点について答弁申し上げます。

まず発生した場合の対処方策であります、これはもちろん学校で発生しますので、基本的には担任ひとり任せにするのではない。学校長を中心にした、いじめ不登校対策委員会ですね、ここで情報を共有して組織的に対応することになります。

手順としては、これ県や国からですね、対処方法のマニュアルも出ているんですよ。ですからこれを基本として、多良木中学校にあった対処方策を考えてあります。

少し紹介しますと、一番最初は被害生徒、加害生徒からの事情聴取ですね。次に、それに関係した生徒からの情報収集。次に、それらをいじめ不登校委員会で情報を共有する。そして概要把握。次に保護者への連絡と説明。状況次第では管理職、担任が被害生徒宅へ出向いて説明と謝罪を行う場合もあります。それから加害生徒、いじめた方の保護者への説明も必要です。場合によっては、加害生徒の保護者が被害生徒宅へ謝りに行く。行ってくださいと学校からはお願いをいたします。そして被害生徒、加害生徒、それらへの指導を行いまして仲直りの取り持ちを行う。

こういったような手順になるわけでありませんが、そういう対応をした後もですね、やはり見守りが必要であります。仲直りはしましたが、まだいじめていると。そういう状況も見られますので、その後も全職員で授業時間のそういった子の、該当の子どもの様子、そういう

ものも観察をしていく必要があります。

それから問題がこじれる場合がありますね。裁判までいくぞと、そういうのも結構あります。こういった場合には教育事務所にスクールカウンセラーもいますし、それから町の方には、福祉課の方にも、子ども支援の方でもいらっしゃいますので、関係機関との連携が必要になってまいります。場合によっては、教育長、私自身が直接乗り込んでいく場合もあります。こういったこともあります。ケースバイケースで、手順が違う場合も出てまいりますけども、今申し上げましたようなことが一応、事が発生した場合の対応であります。

何よりも大事なのはですね、やはり初期対応です。初期対応が間違えますと、ずっと尾を引いてこじれまくります。なかなか解決しませんので、一番最初にどう対応していくか、ここが肝要であります。

それから2点目の少しでも少なくなるような方策。これ私の私見が多分に混じっておりますけども、少しでもなくなればいいんですけど、まだ教員になって以来なくなっておりませんので、難しいんですけども、これは子どもの世界だけではなくて大人の世界でもありますもんね、いじめは。どこの職場にもありますよ、恐らく。教員だろうが自衛官だろうが警察官だろうが、いじめはあっております。それを苦にして自殺している自衛官、警察官もいっぱいおります。学校の教員におります。

以前どこの学校でしたかね、若い教員にカレーライスに顔を塗ったくったちゅうのがありましたね。これは教員だろうかと思いましたが。生徒がやったんじゃないかと思いましたが。ところが新聞読んでみたら教師で書いてありました。こういう教師もおるわけですよ。いじめはしちゃダメばいって言う教師ですよ、これは。それがカレーライスに塗ったくってるんですよ。どう思われますか、皆さん。これは大人ですよ。

こういう社会状況でいじめをなくすというのは非常に難しいわけですが、少しでもやっぱりなくすためには、そして根本的な解決を目指すためにはですね、私は私なりに考えましたが、5点ほどあります。第1点目は、これ1番大事ですけども、学校教育におきましては、人権教育、道徳教育のさらなる充実、これが基本です。これがないがしろになっておれば、決していじめは終わりません。

それから2点目は、感性教育をもっと充実させる。子どもの感性が磨けるような教育。今、受験教科だけに力点が置かれていますね、英語・数学・社会・理科。じゃなくて音楽、美術などの芸術強化に力を入れて、きれいなものは本当にきれいだなあと、美しいな、そういう感動する心、これをそういう芸術教科によって磨いていくこともゆくゆくは、いじめがなくなるとにつながるんじゃないかと私は思います。感性を磨く教育。

それから3点目は、明治以来の教育制度を改革する。明治以来ですよ、学制発布が行われて、明治5年でしたか行われて、その時代からの教育のスタイルがずっと続いていますよ。校舎があつて、教室があつて、同じ教室で同じ時間に同じ生徒と同じ学習内容を1日6時間も学び続ける。人間関係が悪い生徒と、毎日帰るまで一緒に部屋で過ごさねばならない。精神的プレッシャーを感じながらも逃げ場がありません。このような教育の仕組みでは、いじめが発生するのも不思議じゃありません。根本的な教育改革が求められていると私は思います。

4点目です。このいじめ問題をですね、生徒たちが真に自分たちの問題と捉えて、自分たちの手で自力解決する力をつける教育が必要です。そのためには、生徒会を中心として課題解決に取り組む訓練をする必要があると思います。いじめ問題を生徒会で取り上げて、解決するにはどうしたらいいか、あーだこーだと知恵を出して、じゃあそうしていこう。そういう主体的な問題解決、こういう力をやっぱ育てていくことが必要ですね。

5点目。これは最も大事です。大人が手本を示す。子どもは大人の後ろ姿を見てないようで見てるんですよ。家の中で人の悪口を言う親、偏った人間関係しか結べない親、見えます

よ子どもは。ですから親が後ろ姿を、正しい後ろ姿を子どもに見せてやる。それが最も私は大事だろうと思います。それは私も含めてですけども。私も本当、人の悪口言う時もあります。いけません、やっぱこれは。自分から襟を正さないとですね。偉そうなこと言ってますけども、まず私自身が襟を正す必要があると思います。

今5点ほど申し上げましたが、なかなかこれは一朝一夕にはいかないんですけども、やっぱり諦めないでですね、子どもを取り巻く大人、教師も含めて努力をしていくうちに、いつの日かいじめがなくなるのではないかと期待を申し上げて答弁を終わります。

○議長（高橋裕子さん） 11番。

○11番（猪原清君） ありがとうございます。

5項目と言われた時は、ちょっとめまいがしてきましたけど、大変、的を得た答弁ありがとうございます。

これつい最近、6月1日の新聞記事にも出ていましたが、ネット不適切書き込み、県教育委員会の調査で中学生が増えていると。全体の半分。半分の中学校223校、54.7%が不適切な書き込みがあったとされています。

教育長の5項目をですね、実践されればこういうこともないかと思えますけど、やはりいじめや戦争はですね、なくなることを願います。今回の戦争もいじめと一緒にですね、言ってみれば大人の。

消防組合の時も質問しましたが、やはりセクハラで1人、県内の消防本部の職員が亡くなったという事例もありました。またネット環境からいえば、もう数年前になりますけど、うちの子が工業高校に通っている時に不幸な事件があり、あの時は1年間、5高校、旧5高校ですね、で校長、PTA会長、何回も会合して、そういうのがなくなるようにはどうしたらいいかと、もう1年間本当に悩みました。子どもも悩んだと思うんですが、その当事者の親はいかほどばかりかと察しますけど、やはりそういう被害に遭った親とか子どもさんのことを考えるとですね、私も教育長が言われた5項目を、ちゃんと心に刻み込んでいきたいと思えます。

やはりこの問題はもう永遠かもしれませんけど、いつかはですね、そういう被害者がなくなることを願って、最後の質問に移りたいと思えます。

これも学校のことになりますけど、校則について。

質問の要旨は、校則を巡っては、行き過ぎた頭髪指導などがいわゆる「ブラック校則」として全国的に問題化され、性的少数者 LGBT への配慮などを踏まえ、見直す動きが広まっています。町の小中学校の校則が旧態依然となっていないかなど、内容を把握した上で見直しについての検討を行っているかということで、これもジェンダー平等に大きく関わる問題にはなってきます。

高等学校レベルでは、この問題が取り上げてきたこの数年で校則の見直しが随分なされ、この人吉球磨郡でもですね、女性の生徒もスカートではなくパンツルック。パンツってブリーフのことじゃないですよ、ズボン、昔で議員たちが言ってるのはズボンが今パンツと言います、はい。それ言っときます。パンツルック。ブリーフじゃないです。はい。特にですね、着用を許可されて、今はもうパンツ姿で登校する女子高校生、女子高校生で言ってもいいかな、とか、頭髪にしても、私の中学校の時のように、男子は2枚刈り以下、いわゆる坊主頭ですね、二枚、計られてこう、お前二枚刈りしとらんねということで、私の頭の形もあんまりよくないもんですから、かなりこの校則には苦労しました。できれば湯前中学校に長髪でこうやって七三分けで行きたいなと毎日思ってたものです、私はですね。

そこで教育長以下、教育関係者の方は、今の特に多良木中学校の校則、校則の内容を承知されているかということで、まずお聞かせください。

○議長（高橋裕子さん） 佐藤教育長。

○**教育長（佐藤邦壽君）** 多良木中学校の校則について承知しているかというお尋ねですけど、もちろん承知しております。

中学校は生徒手帳というのがございますね。あの中にも生徒心得として校則ですけども、記述してありますので最近も見ました。

私も以前、多良木中学校に勤務したこともありましてので。随分、年数が経っておりますけども。その時も校則を見ておりますが、もう今は変化してると思いますけど。

○**議長（高橋裕子さん）** 11 番。

○**11 番（猪原清君）** はい。教育長もご承知ということで。

教育長とか、教育関係者、学校関係者から見たこの生徒心得ということが、これ今の時代にあってないとか、LGBT とか SDGs に照らしあわせたときに、ちょっと違うよねとか、保護者とか当事者の生徒から校則について何か意見があったとか、不満な点があったとか、そういう相談は小中学校含めて来たことないか伺います。

○**議長（高橋裕子さん）** 黒木生涯学習課長。

○**生涯学習課長（黒木庄一郎君）** お答えをいたします。

教育委員会には直接相談があがってくることはありません。

多良木中学校に確認しましたところ、最近においては、まずは保護者からは要望等はあっていないということでございます。

しかし生徒からは、昨年の生徒総会において、2 点の要望があっているということでございます。まず 1 点目ですけれども、暑い中に制服ではなく、体育服で授業を受けることはできないかという要望があったそうです。その要望に対しまして、生徒会、職員会議での協議を経てルール変更を行い、現在は体育服でも授業を受けられるように改正をされています。

2 点目は靴下についてですが、ワンポイント刺繍の導入や色の変更の要望がありました。この要望につきましてはお金が関わってきますので、保護者の負担が増えるということもありますので、本年度、生徒総会において協議をいたしまして、生徒会、職員会議、保護者、PTA 役員で協議を経て判断を行う予定であるということでございます。

○**議長（高橋裕子さん）** 11 番。

○**11 番（猪原清君）** そうですね、やはりそういう問題出てくると思いますよね。

ただもう一括りにこういうのは駄目だとか、靴下の色は白とかですね、そういうのはもう今は流行らないのかなと思ひまして。

県立高校では、また 6 月の報道ですね、全校で校則の見直しが進んでいると、高校全部ですね。

この、先ほど課長答弁されましたけど、生徒総会で考えると、これは非常に良いことで、生徒と先生と保護者と交えて、この校則というのが人権を考える恰好の教材であると。やはり LGBT 問題、SDGs 問題で、等でもう人権を考える教材の一つにもなっているということで、やはりこれは学校教育者、職員、先生のしつけではなくですね、やはり校則に関してはみんなで話し合っていたほうが、これからの明るい学校生活、私の時はちょっと少し暗かったですけど、明るい学校生活をですね、送っていくことになると思うんですね。

こういう人権保護や差別の解消など様々な取り組みが今やもう日本全国で行われていますね。その辺はもう生徒や保護者にも十分伝わっていると思います。やはり学校職員、生徒、全ての方が関わってそういういじめの問題にしても、校則の問題にしても、もう昔とは違うレベルでの話し合い、時期をですね、もう十分とっていただいて、機会をとっていただいて、そういうことが良い教材なんだということで、今後、十分、教育行政に関わってほしいと思います。

丁度時間となりましたので、丁度じゃないですけど、そこそこ時間になりましたので、私もちょっとご飯をいっぱい食べてきまして、ちょっと少しスリーピングな時間帯になってき

たかなと思いますので、今回の一般質問はここで終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（高橋裕子さん） これで11番猪原清さんの一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

(午後1時51分散会)